

# 福智町 男女共同参画 推進条例



日本国憲法の個人の尊重と法の下での平等の精神に則り、わが国では男女平等の実現に向けた取組が推進され、国際的な連携のもとに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に向けた取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。

このなかで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、すなわち男女共同参画社会の実現は、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、重要な課題となっています。

つまり少子高齢化や、それにとまう生産年齢人口の減少は社会の活力を低減することが予測され、これを是正し、また両性の社会参加が円滑に進められることが、社会全体の活性化を促すからでもあります。そこで、男女共同参画社会の実現を推進するため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて、都道府県に男女共同参画を推進する条例ならびに行動計画の策定が義務づけられ、市町村においても社会のあらゆる分野での男女共同参画を実現するための取組

があまねく進捗しつつあります。

しかしながら、性別による固定的役割分業意識や、旧来の社会制度・慣行は、私たちの地域社会には、なお根深く残っており、男女の生き方をめぐる選択の自由や社会参加を妨げる要因になっています。

福智町は、福祉・人権に関して取組を進めているところですが、男女共同参画分野に関する各種指標からみて、全国的に遅れている現状にあります。この是正を求め、男女共同参画社会をめざす町民活動が行われてきました。今後の地域の活力の向上を目指すには、福智町の男女共同参画の推進は町民と町が共に進めていかななくてはなりません。

豊かで活力のある福智町をつくるために、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが強く求められています。ここに私たちは、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きること喜びを感じることができる男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定します。



# 福智町 男女共同参画 推進条例

平成21年6月1日施行

## 目的(第1条)

この条例は、本町の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、自治組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

## 基本理念(第3条)

① すべての人の人権の尊重

② 性別による固定観念の解消

③ 性に関する理解と生涯にわたる健康保持

④ 政策等の立案・決定過程への対等な参画

## 【福智町男女共同参画推進条例8つの柱】

⑤ 家庭生活と他の活動の両立

⑥ 人権・男女平等教育の推進

⑦ 性に起因する人権侵害行為の禁止

⑧ 国際的協調

### ① すべての人の人権の尊重

すべての人が性別による差別的な扱いを受けず、個性とその能力を発揮できる機会が確保されるよう、人権を尊重していきましょう。

### ② 性別による固定観念の解消

すべての人が、性別による固定的な役割分担意識<sup>※1</sup>にとらわれずに「職場」「学校」「地域」「家庭」などの活動を自由に選択できるよう、制度や日常習慣のあり方を考えていきましょう。

### ③ 性に関する理解と生涯にわたる健康保持

すべての人が性に関する理解を深め、妊娠、出産などに自分の意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持できるよう考えていきましょう。

### ④ 政策等の立案・決定過程への対等な参画

男女が社会の対等な構成員として、町の政策や民間団体における方針の立案や決定に、平等に参画する機会を確保していきましょう。

### ⑤ 家庭生活と他の活動の両立

すべての人が、家族の協力や社会の支援のもとに、養育や介護など家族の一員としての役割と、職場や学校など家庭以外での活動とが両立できるよう協力していきましょう。

### ⑥ 人権・男女平等教育の推進

学校教育、社会教育、その他のあらゆる分野の教育の場において教育の果たす役割の重要性を考慮し、「人権教育」「男女平等教育」を進めていきましょう。

### ⑦ 性に起因する人権侵害行為の禁止

「セクシュアル・ハラスメント」<sup>※2</sup>や「ドメスティック・バイオレンス」<sup>※3</sup>など、性に起因する人権侵害は根絶されるよう配慮していきましょう。

### ⑧ 国際的協調

男女共同参画社会をめざす取り組みは、国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮しながら進めていきましょう。

## 責務(第4条から第8条)

それぞれの立場から力を合わせて基本理念に基づき男女共同参画の推進に取り組んでいくため、責務を定めています。

### 町が取り組むこと(第4条 町の責務)

- 男女共同参画を推進する施策(積極的格差是正措置を含む)を総合的に策定し、実施します。
- 施策を実施するために必要な法制上及び財政上の措置を講じます。
- 男女共同参画を推進するに当たり、国や他の地方公共団体と連携し、町民、事業者、自治組織等と協力して取り組みます。
- 町民の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組めます。

### 町民が取り組むこと(第5条 町民の責務)

- 職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野において、男女共同参画についての理解を深め、推進に積極的に取り組みましょう。
- 町が実施する推進施策に協力しましょう。

### 事業者が取り組むこと(第6条 事業者の責務)

- 事業活動の中で男女共同参画を積極的に推進していきましょう。
- 町が実施する推進施策に協力しましょう。
- 雇用の機会と待遇の均等を図るとともに就業と家庭が両立できるよう就労の条件と環境の整備に努めましょう。
- 就労している人に男女共同参画の推進についての情報を提供しましょう。

### 自治組織が取り組むこと(第7条 自治組織の責務)

- 区・組等の地縁団体や町内を活動拠点とする団体が地域活動を行うとき、関係するすべての人が性にかかわらず積極的に参画できるよう努め、町が実施する推進施策に協力しましょう。

### 教育に携わる者が取り組むこと(第8条 教育に携わる者の責務)

- 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、教育を行うとき、教育の果たす役割の重要性を考慮し、男女共同参画の推進に努めましょう。

## 人権侵害行為の禁止(第9条)

### 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において

- ① 性による差別的取扱いを禁止します。
- ② セクシュアル・ハラスメント<sup>※2</sup>、ドメスティック・バイオレンス<sup>※3</sup>等、人権を侵害する行為を禁止します。

## 相談窓口の設置(第20条)

町は、性による差別的取扱いなどを受けた町民が相談できる窓口を設置し、県などの関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めます。

### 語句説明

- ※1 ● 性別による固定的な役割分担意識 / 「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識のこと。
- ※2 ● セクシュアル・ハラスメント(セクハラ) / 性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動や行動。
- ※3 ● ドメスティック・バイオレンス(DV) / 配偶者、パートナー、恋人間など親密な関係(過去も含む)にある男女間での暴力行為のこと。暴力は身体的、精神的、経済的、社会的、性的など多岐にわたる。



## 苦情及び救済の申出ができます(第29条から第38条)

町民及び事業者等は、町の施策や措置に対する苦情と性による人権侵害の救済について、申出をすることができます。

### 【苦情や救済処理の流れ】

こんなとき申出をすることができます。

- **苦情の申出(町に対して)**
  - 町の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるとき
  - 町の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるとき
- **救済の申出(町、町民、事業者、団体に対して)**
  - 町内において、性による差別的取り扱い等の人権侵害を受けたとき

男女共同参画推進委員(町の付属機関)の調査[町長が委嘱した専門家]

- 処理方針を決定するため、調査をします。
- 町は推進委員の調査に応じなければなりません。
- 町民、事業者、団体についての調査は、同意を前提とします。

調査の対象と  
ならない事案も  
あります。

#### 苦情への対応

男女共同参画推進委員は、町に対し必要な調査を行い、改善のための必要な措置を講じます。

- 是正又は改善の勧告
- 是正措置についての報告の求め
- 是正勧告や是正措置についての公表
- 制度改善の意見表明  
(法令の定め等により、是正・改善が困難であると認めるとき)

#### 救済への対応

男女共同参画推進委員は、関係者に対し必要な調査を行い、救済のための必要な措置を講じます。

- **町が人権侵害をしたとき**
  - 被害者に対し、必要な助言その他の支援
  - 町に対し、救済勧告
  - 制度改善の意見表明  
(法令の定め等により、是正・改善が困難であると認めるとき)
- **町以外の町民、事業者、団体が人権侵害をしたとき**
  - 被害者に対し、必要な助言その他の支援
  - 町長に対し、改善要請の求め
  - 町長に対し、人権侵害状況についての公表の求め  
(改善されないと認めるとき)

#### 町長の対応

町長は、人権を侵害した町民、事業者、団体に必要な措置を講じます。

- 改善の要請
- 人権侵害状況についての公表

結果を申出人に報告

お問い合わせ

福智町企画課

〒822-1292 福岡県田川郡福智町金田937番地2

TEL 0947-22-7766 (直通)

FAX 0947-22-0782 (代表)

【福智町ホームページ】<http://www.town.fukuchi.lg.jp>